

暫定再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について

(令和5年3月30日例規第37号)

この度、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年県本部訓令第7号）及び静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和5年県本部訓令第23号）の規定に基づき、暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年県条例第39号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の週休日及び勤務時間の割振りの基準を下記のとおり定め、令和5年4月1日から施行することとしたので、適正に勤務時間等を管理し、業務の効率化に努められたい。

なお、再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について（平成19年例規警第23号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

記

暫定再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準について（令和5年例規第36号）で定める定年前再任用短時間勤務職員の例による。